

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

配偶者や交際相手等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス¹⁶ 以下「DV」という。）は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。

DV被害者の多くは女性であり、これは体力的に男性が強いからだけではなく、長い間、女性には家庭を守るという性別による固定的な役割が求められ、経済的な自立が妨げられてきたとともに、家庭内では妻は夫に従うものという上下関係に基づいた支配が続いたことにも原因があると考えられています。

しかし、最近では逆に夫が被害者となり、妻が加害者であるケースなどもまれに見受けられるようになりました。

また、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく子どもの心身にまでも深い傷を残すものであり、児童虐待にもあたる行為となります。DVを身近に経験した子どもには将来、同様にDVの加害者・被害者になるなどの世代間連鎖も懸念されます。

DVが深刻な問題であるのは、家庭内で発生した問題には外部から介入すべきではないという社会通念により、その被害が潜在化し、DV行為が繰り返されることにあります。また、DV被害者自身にも「自分が悪いからDVが起きている」という意識や「相談しても周囲に理解してもらえない」という悲観的な思い込みもあります。DV加害者についてはDV行為が犯罪であるという認識が薄いために、行為が加速していく傾向にあります。

このような状況を改善するため、平成13年4月に配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律¹⁸」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。

さらに、平成19年7月には、保護命令制度²⁰の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター¹⁹業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする第2次改正が行われたことで、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割も重要となりました。

また、近年は、若年層における交際相手からの暴力（デートDV¹⁵）も問題になっており、早い時期からの予防対策が課題となっています。

本市では、市民意識調査（平成21年度）の結果から、「DVがテレビや新聞などで問題になっていることを知っている」と答えた人は半数に満たず、DVに対する市民意識は県内の平均と比較し高いとはいえない状況であるため、

¹⁶ドメスティック・バイオレンス(DV):配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、無視・のしりなどによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力がある。

¹⁸配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法):配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを目的に制定。

²⁰保護命令制度:DV防止法により定められた被害者保護のため、裁判所が相手方(加害者)に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。

¹⁹配偶者暴力相談支援センター:DV防止法により規定され、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、保護命令の制度の利用などの各種情報の提供等の業務を行っている。都道府県の婦人相談所等(静岡県では県女性相談センター)がその機能を果たしている。

¹⁵デートDV:若年層における交際相手からの暴力のこと。DVは大人だけの問題ではなく、中学生、高校生及び大学生などの若者間の交際でも起こっており、多くはデート中に起きることから、これを「デートDV」と呼んでいる。

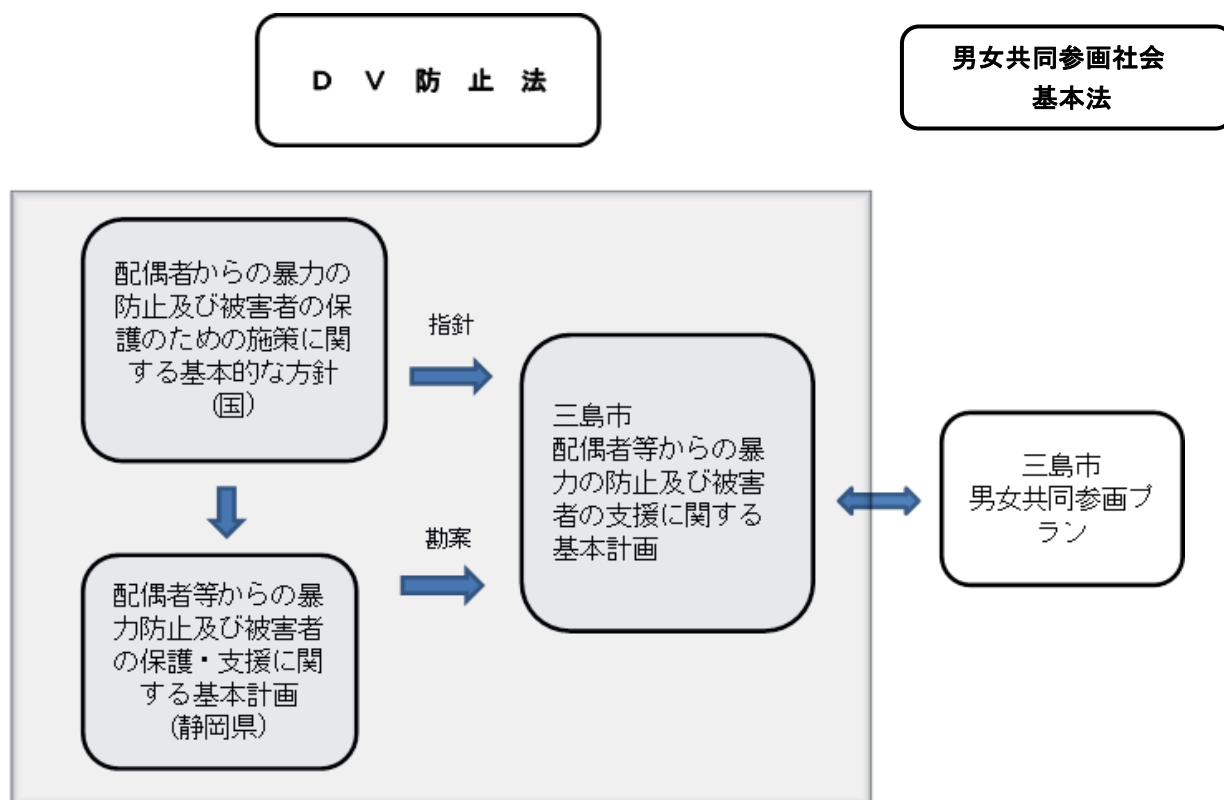
「三島市男女共同参画プラン²⁵」（みしまアクションプラン・パート3）（平成23年度～32年度）の基本目標の1つに「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」を掲げ、女性に対する暴力の防止のため、人権尊重を基盤とした啓発活動や関係機関との連携による被害者に対する相談・支援体制の強化に取り組んでいるところです。

しかし、市民一人ひとりがDVを容認しない社会の実現に向けて、今後一層、市民と行政との連携を進めていくためには、DV防止に係る市の施策を総合的、体系的に整理した指針が必要となります。

そこで、DV防止法に基づき国が策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年1月告示）に即し、かつ、「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（第2次）（平成21年度～25年度）を勘案して、「三島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（以下「三島市DV防止基本計画」という。）を策定し、すべての人が安全で安心して暮らすことができるDVのない社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく三島市の基本計画として策定するとともに、「三島市男女共同参画プラン（みしまアクションプラン・パート3）」の基本目標Ⅱ「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」の中に設定されている基本方針Ⅱ-4「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の達成を目指すための計画としても位置付けています。また、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。



²⁵ 三島市男女共同参画プラン：男女共同参画社会基本法の規定に基づき、男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指した市の基本計画。

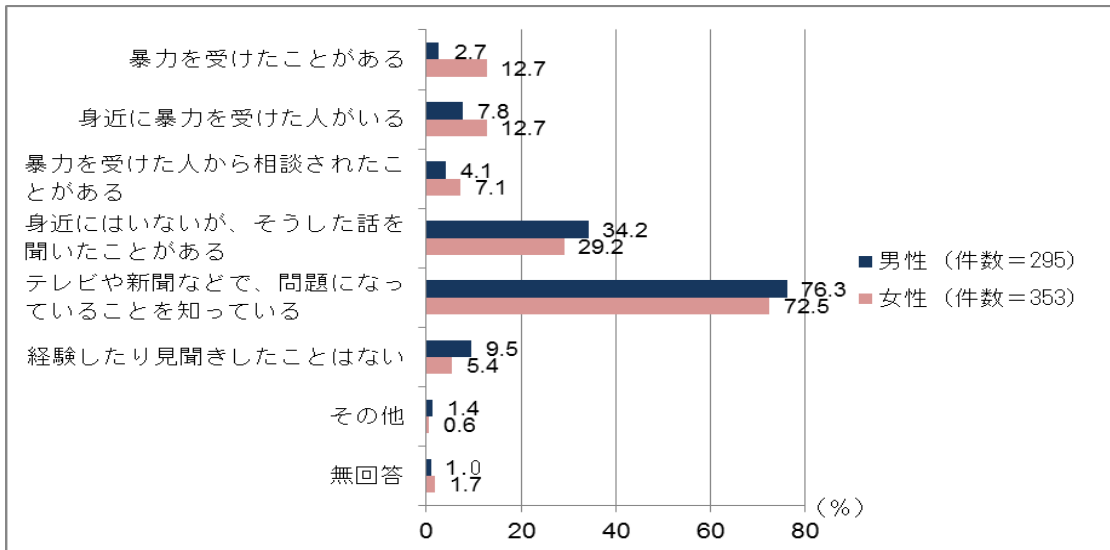
3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、DV防止法、国の基本方針等が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

4 県及び本市におけるDV等の状況

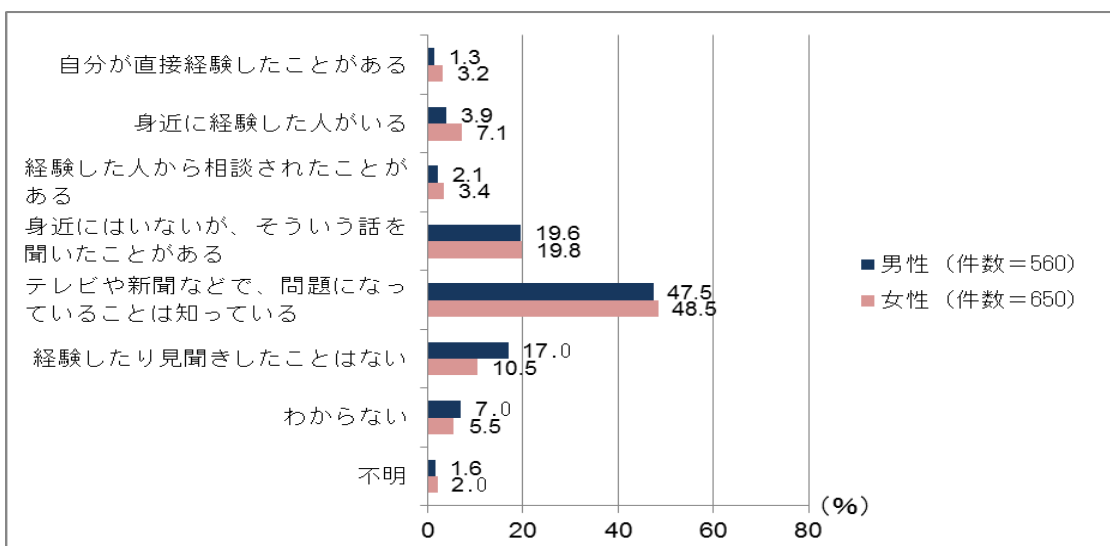
本市におけるDVの直接経験の割合は女性で3.2%、男性で1.3%と県内の平均(女性12.7%、男性2.7%)を下回ってはいるものの、DVがテレビや新聞などで問題になっていることを知っている人は女性で48.5%、男性で47.5%と半数に満たず、DVに対する市民意識は高いとは言えない状況です。(表1、2)

表1 DVの経験、見聞き(県)



資料出所：「平成21年度男女共同参画に関する県民意識調査」

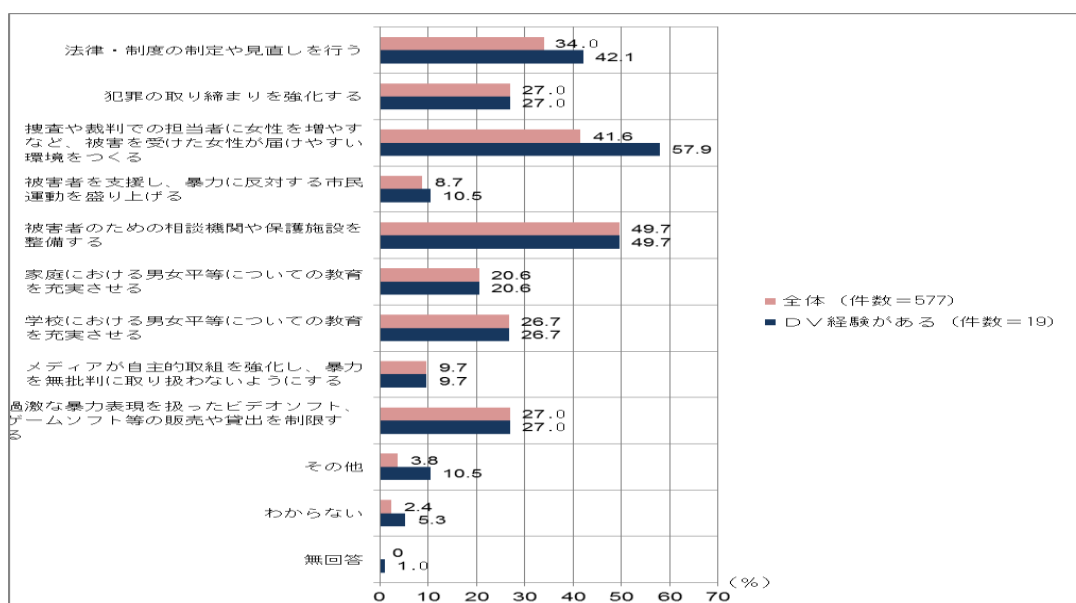
表2 DVの経験、見聞き(三島市)



資料出所：「平成21年度市民意識調査」

県民が「DVをなくすために重要である」と考えている施策としては、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が49.7%と最も高く、次いで「捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる」が41.6%ですが、DV経験者は「被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる」(57.9%)を最も重要と考えています。(表3)

表3 DVをなくすために重要なこと(県)



資料出所：「平成23年度男女共同参画に関する県民意識調査」

県内のDV相談件数は、DV防止法の制定により相談体制が整った平成13年度以降、急増しており、22年度は13年度の約4.2倍、増加の割合が緩やかとなった21年度と22年度を比較しても約10%増加しています。

一方、DVによる一時保護件数は年度により増減があり、最も多かった平成19年度以降は減少し、横ばいとなっています。

本市におけるDV相談件数(ケース数)も平成20年度、21年度は減少したものの、22年度には再度、増加し、14年度の20件から22年度は59件と約3倍となっています。また、児童虐待・DV防止を目的に、相談窓口の周知を始めた平成22年度は、前年度の約1.6倍となっています。

平成20年度から22年度までの3年間をみると、相談者1人あたりの平均相談回数は、4.4回(20年度)、4.5回(21年度)、7.2回(22年度)と増加し、1人の相談者への対応が長引くケースが増えていることから、相談内容が複雑多様化している傾向がうかがえます。

また、新規相談者の割合は73.9%(20年度)、56.8%(21年度)、72.9%(22年度)であり、相談が継続しているケースが約3割~4割となっています。

(表4、表5)

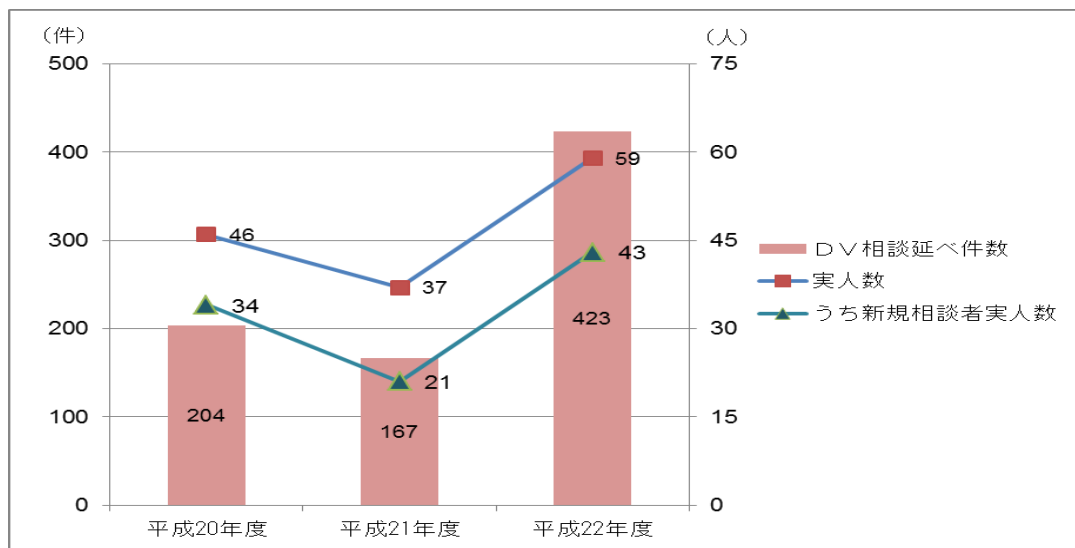
表4 DV相談・一時保護の状況（県・三島市）

（単位：件）

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
DV相談件数	621	1,016	1,248	1,620	1,494	1,878	2,078	2,018	2,317	2,589
県分	251	670	761	1,038	881	1,116	1,175	1,078	1,087	1,035
市分	370	346	487	582	613	762	903	940	1,230	1,554
三島市分	－	20	31	33	37	39	52	46	37	59
一時保護件数	60	100	102	148	118	148	154	121	110	111
三島市分	－	0	1	4	4	0	0	1	1	2

資料出所：県女性相談センター
子育て支援課

表5 三島市におけるDV相談状況



資料出所：子育て支援課

この3年間のDVの相談者を年代別で見ると、30代が最も多く、60代の相談者が減少しています。（表6）

表6 三島市におけるDV相談状況（年代別）

（単位：人）

年度	20年度	21年度	22年度
10代	1	2	1
20代	7	9	8
30代	16	14	20
40代	9	8	22
50代	3	2	6
60代以上	10	2	2
計	46	37	59

資料出所：子育て支援課

相談経路別にみると、本人からの直接相談が最も多く、他の相談機関からと縁故者・知人からが同程度となっています。(表7)

表7 三島市におけるDV相談状況(相談経路別)

(単位:人)

年度	20年度	21年度	22年度
本人	25	25	35
保健センター	0	1	3
学校関係	2	0	1
警察関係	2	1	2
他市の相談員	1	1	6
他の相談機関	7	4	6
医療機関	2	0	2
縁故者・知人	7	5	4
計	46	37	59

資料出所:子育て支援課

外国人の相談については、平成22年度に増加しています。(表8)

表8 三島市におけるDV相談状況(外国人)

(単位:人)

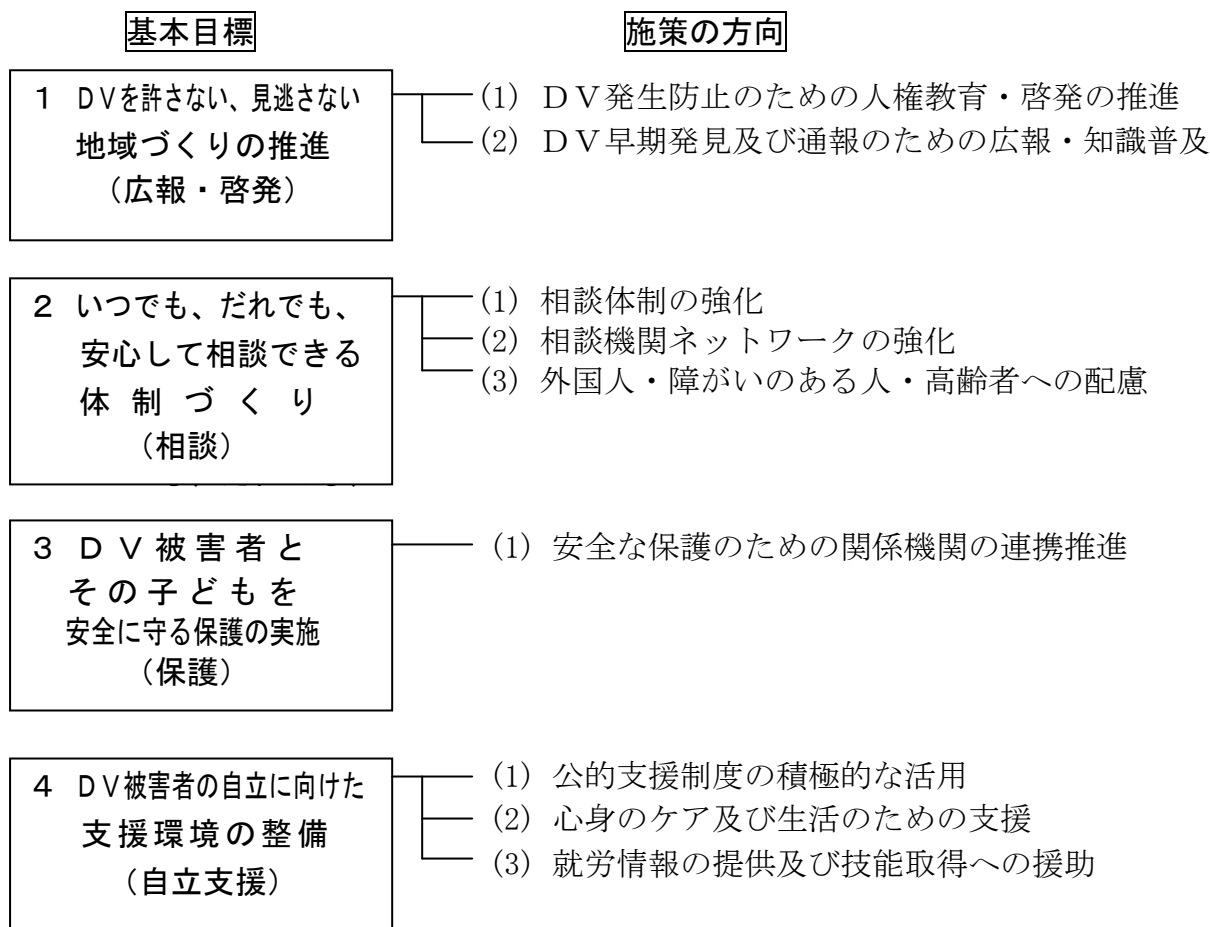
年度	20年度	21年度	22年度
人数	2	1	5

資料出所:子育て支援課

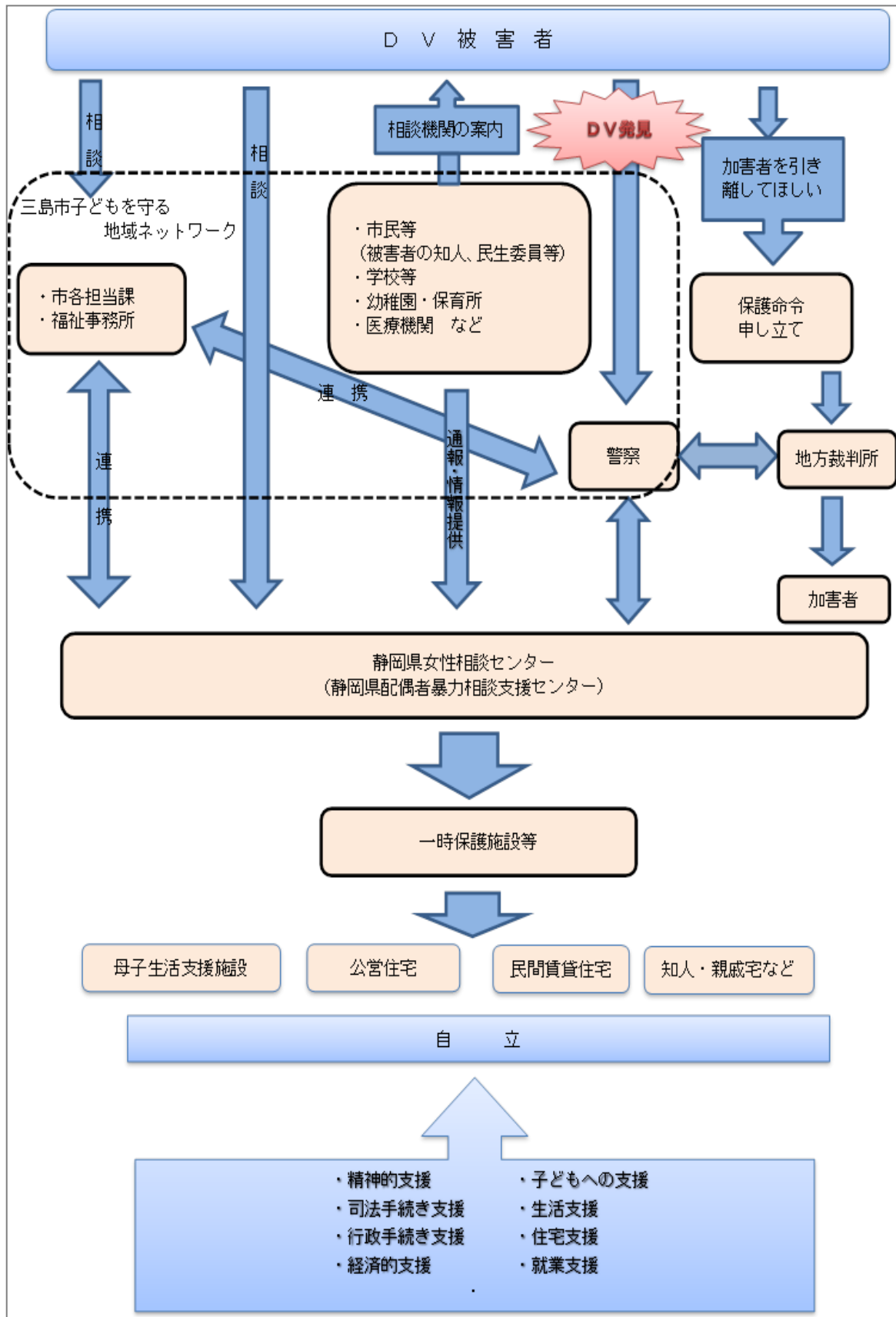
第2章 計画の体系及び推進

1 計画の体系

この計画は、今後のDV被害者の保護や支援の方向性を示すものであり、すべての人が安全で安心して暮らすことができるDVのない社会の実現に向けて、市民に対する広報・啓発による社会全体の意識改革、DV被害者に対する相談や保護、生活の自立に向けた支援が必要であることから、計画の柱として4つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向を位置付けて推進します。

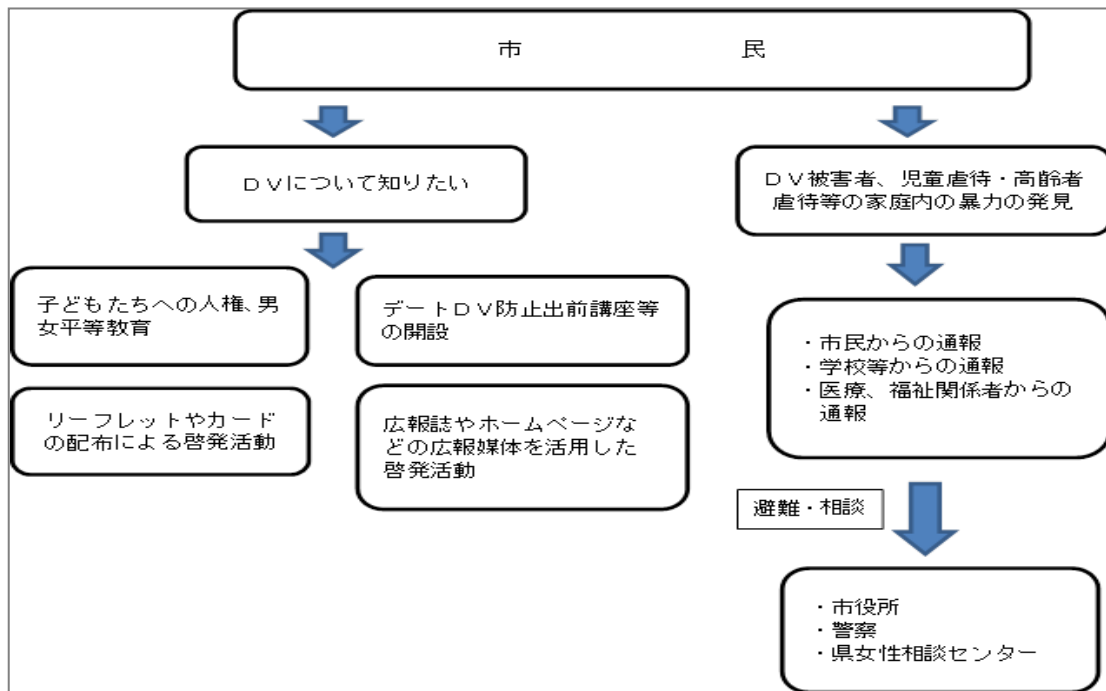


2 関係機関等との連携図

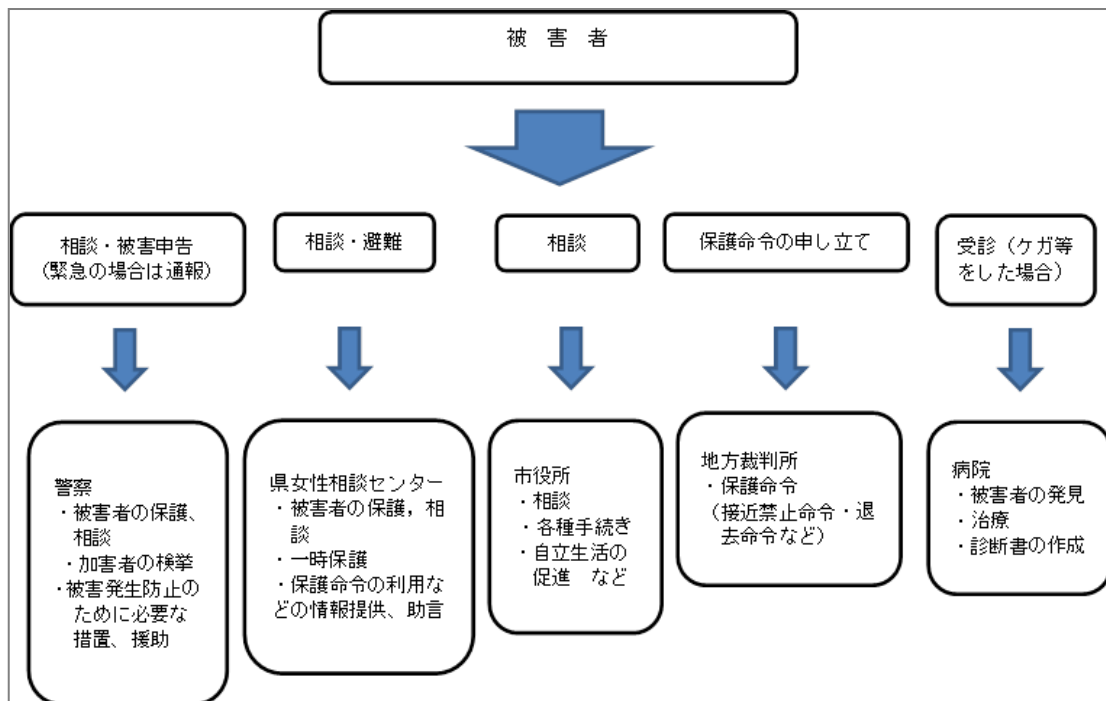


3 支援の流れ（図）

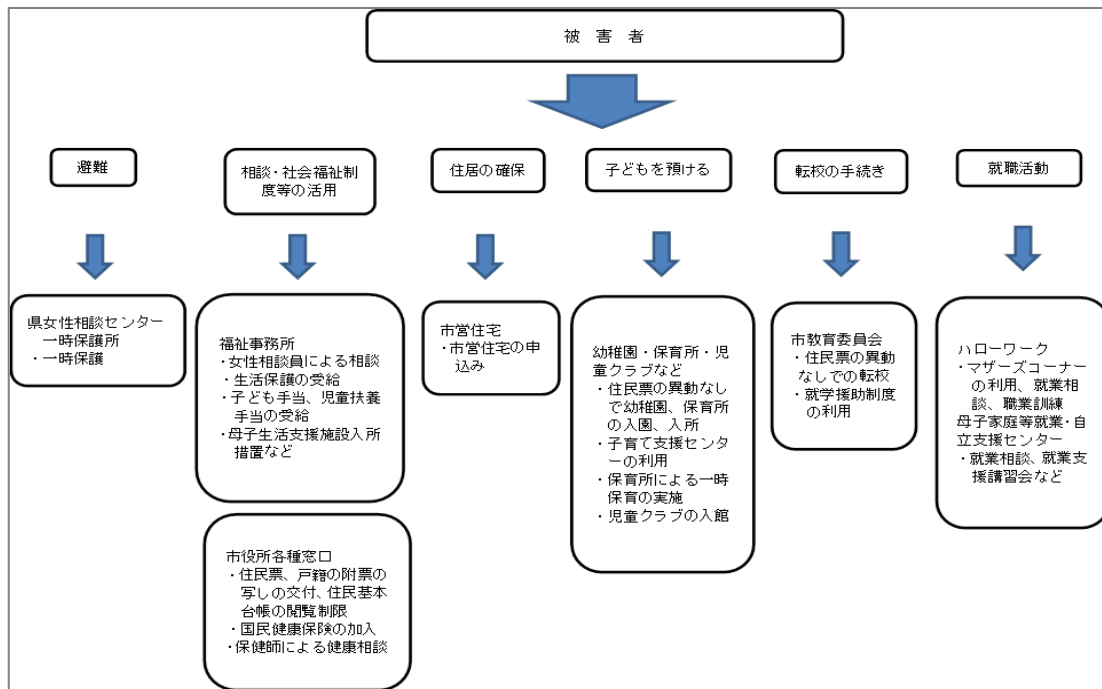
① 啓発・広報・教育活動



② 相談・避難



③ 被害者の生活支援



4 計画の推進体制

- (1) 関係機関との連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「三島市子どもを守る地域ネットワーク²⁴」において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。
- (2) 「三島市子どもを守る地域ネットワークDV分科会」において、計画の推進状況及び効果について協議を行い、次年度以降の取組に反映します。

²⁴ 三島市子どもを守る地域ネットワーク: 要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DV被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置している協議会。自治会、民生児童委員協議会、学校、保育園、警察、行政など関係機関の連携強化を図っている。

5 計画の目標値

DVは被害者・加害者や周囲の関係者がDVであることに気付かなかつたり、相談窓口がわからないなどの理由から相談に至らずに、深刻化していくケースも少なくありません。そこで、DVについての知識や相談体制についての周知が重要であるため、次のとおり、この計画の目標値を設けます。（活動指標）

また、啓発活動により市民意識を高めるとともに、各種施策の実施により、直接経験者の割合を減少させ、すべての人が安全で安心して暮らすことができるDVのない社会の実現を目指します。（成果指標）

目標項目	目標種類	現状値	目標値 (平成28年度)	説明
相談窓口などDVに関する情報掲載資料（リーフレット・カード等）の配布数	活動指標	300枚 (平成23年度)	累計5,300枚 (毎年度1,000枚)	啓発講座や街頭広報での配布、関係部署・関係機関や公共施設への設置等を毎年度、継続して実施する
DVがテレビや新聞などで、問題になっていることを知っていると感じた人の割合	成果指標	女性48.5% 男性47.5% (平成21年度)	女性、男性ともに 70%以上	市民意識調査でDVが問題になっていることを知っていると感じた人の割合を県民意識調査結果数値に近づける (DVに対する市民意識を高める)
過去1年間にDVを自分が直接経験したことがあると感じた人の割合	成果指標	女性3.2% 男性1.3% (平成21年度)	継続的に減少	市民意識調査で直接経験があると答えた人の割合を減少させる

第3章 計画の内容

基本目標1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

施策の方向(1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進

〈現状と課題〉

- ・ DVの問題は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を侵害するものです。DVは家庭内だけの問題ではなく、地域や社会全体で解決すべき問題であることを、あらゆる場面で啓発していくことが必要です。
- ・ DV加害者に対しては、自らの行為がDVであることの認識を促すとともに、その行為が法律的にも犯罪となり得ることを周知していくことが重要です。
- ・ 「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）では、児童にDVを目撃させることは、児童虐待であると定められています。配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが同居する家庭において、配偶者等に対する暴力や子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たることなど、DVについての正しい理解を広げていくことが大切です。
- ・ 平成21年度市民意識調査によると、過去1年間にDVを経験した女性の割合は3.2%と県内の平均12.7%を下回ってはいるものの、DVがテレビや新聞などで問題となっていることを知っている人は女性で48.5%、男性で47.5%と半数に満たず、DVに対する市民の関心を高めることが必要となっています。（平成21年度市民意識調査）
- ・ 最近では、男性が被害者、女性が加害者であるケースなどもまれに見受けられるようになりましたが、男性はDVを受けていることを「男性として恥ずかしい」と考えてしまい、被害者であることを打ち明けられず、一人で悩みを抱え込んでしまうことが心配されます。また、加害者となっている男性においては、それが犯罪であるという認識やDVを行う原因に気付く機会がないため、行為が加速してしまう傾向にあります。
- ・ DVは配偶者だけでなく、交際相手との間にも起こり得るため（デートDV）、特に若い世代に対する教育・啓発は、将来のDV被害者・加害者にならないためにも、重要となっています。
- ・ 学校では、様々な教育活動の場面で、男女がそれぞれの自主性を尊重し協力してよりよい生活を築こうとする実践を通して、男女平等意識の育成に努めています。しかし、平成21年度市民意識調査での男女平等感に関する質問では、「学校教育の場」で「男女平等」と感じている人の割合は44.0%にとどまっており、全国（68.1%）・県（53.9%）のいずれの数値よりも下回っているため、今後も引き続き、男女平等意識に基づいた教育・保育課程を推進していくことが必要です。

《今後の取組》

○ 市民への広報・啓発の充実

- ・市民がDV防止法の趣旨や制度についての正しい理解を深めるために、市民の身近なところで情報が入手できるよう、市広報誌や市ホームページへの情報掲載のほか、リーフレットやカードの作成・配布による啓発に努めます。
(拡充) (※事業内容を拡充して実施する取組。以下「拡充」と表記。)
- ・より効果的な広報にするために、「女性に対する暴力をなくす運動期間¹²⁾」や「人権週間¹³⁾」、「児童虐待防止推進月間⁶⁾」など、マスメディアに取り上げられる機会を捉えて、積極的な情報提供や広報活動に取り組みます。
(新規) (※新規の取組。以下「新規」と表記。)
- ・若年層に向けた予防啓発も含め、地域と協力した啓発として、大学等との連携による広報・啓発に努めます。(新規)
- ・「男性がDV被害者になることは特別なことではない」ということを情報発信するとともに、男性相談員を配置している県の男性専用相談窓口の周知により、DV被害者又は加害者となっている男性が相談しやすくなるよう努めます。また、市への男性相談を状況に応じて迅速に県の窓口へとつなげます。(新規)

○ 若い世代への教育・啓発の実施

- ・交際相手などからの暴力(デートDV)の防止を図るため、引き続き市内の大学等におけるデートDV防止出前講座の開設を推進します。
(継続) (※継続して実施する取組。以下「継続」と表記。)
- ・DVについての認識を深めるためには男女が互いに相手の人格を尊重し健全な異性観を持つことが重要であるため、一貫性のある人権教育を幼児期から実施し、性差を理解した上での協同と、共感の意識を醸成します。(継続)

施策の方向(2) DVの早期発見及び通報のための広報・知識普及

《現状と課題》

- ・DVは配偶者や交際相手などの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、周囲からも個人や家庭の問題として過少にみなされる傾向にあります。また、DV被害者自身が報復を恐れたり、「自分が悪いから」と自分を責めて相談をためらうことも多いため、周囲の人たちが気付いたり被害者が相談するまでに被害が拡大する恐れがあります。このような状況を改善していくために、早期発見が重要になります。
- ・DV防止法では「配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。))を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者

¹² 女性に対する暴力をなくす運動期間: 女性に対する暴力を根絶するため、女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)までの2週間(11月12日～25日)を運動期間とし、全国的に広報や啓発活動を行っている。

¹³ 人権週間: 世界人権宣言の趣旨と重要性を広く国民に訴えかけるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るため、12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日～10日)全国的に広報や啓発活動を行っている。

⁶ 児童虐待防止推進月間: 児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行っている。

暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。」と通報の努力義務が規定されています。また、医師その他の医療関係者については、被害者の意思を尊重した上で通報することができ、その行為は守秘義務違反に当たらないとされています。一方、教職員や民生委員²⁷・児童委員⁵をはじめとする福祉・保健関係者、地域で活動している人々などは、日常生活から被害者を発見しやすい状況にあると言えます。そのため、これらの関係機関や関係者に対して、DVの知識や通報先についての理解を促進し、適切な対応がされることが求められています。

- ・ 本市においては、相談窓口の明確化を目的に、児童虐待・DV相談専用の無料電話（子どもSOS⁴）を平成22年度に開設し、運用しています。また、DV相談窓口の案内を載せたカードを作成し、市民への配布を行っています。しかし、DV被害者が一刻も早く相談窓口の存在を知り、安心して相談することができるように窓口の更なる周知と、相談支援体制を整えることが重要となっています。
- ・ 大学におけるデートDV防止出前講座でのアンケート結果から、若い世代ではDV相談窓口の存在がほとんど知られていなかったため、被害の深刻化を防ぐためにも、窓口の効果的な周知が急務となっています。

《今後の取組》

○ 市民への広報・啓発の充実

- ・ 市民がDV防止法の趣旨や制度についての正しい理解を深めることができるように、また、DVに関する相談窓口や相談機関等の周知を図るため、市広報誌、市ホームページなどの広報媒体の活用や、最新の情報を掲載したリーフレットやカードの作成、配布による啓発に努めます。（拡充）（再掲）
- ・ 若年層に向けた予防啓発も含め、地域と協力した啓発として、大学等との連携による広報・啓発に努めます。（新規）（再掲）

○ 若い世代への教育・啓発の実施

- ・ 交際相手などからの暴力（デートDV）の防止を図るため、引き続き市内の大学等におけるデートDV防止出前講座の開設を推進します。（継続）（再掲）

○ 地域のネットワークの活用

- ・ 「三島市子どもを守る地域ネットワーク」による地域の連携体制を活用し、学校、近隣、家庭のそれぞれの場において、児童・生徒の家庭を見守り、児童虐待やDVを早期発見・早期通報により防止することに努めます。また、医師その他の医療関係者へ通報制度の周知に努めます。（拡充）

²⁷ 民生委員：民生委員法に基づき、市町村の区域に、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣の委嘱により置かれる。児童委員を兼ねている。その職務は、住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

⁵ 児童委員：児童福祉法に基づき、市町村の区域に、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣の委嘱により置かれる。民生委員が児童委員に充てられる。その職務は、担当区域の児童・家庭等の実情把握、相談援護、関係機関への要保護児童の連絡、また児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力し、児童や家庭の福祉増進に寄与することなど。

⁴ 子どもSOS：平成22年度より三島市に設置している児童虐待・DV相談専用の無料電話。

○ **教育・保育関係者との連携**

- ・DVの早期発見のため、教育・保育関係者に対して、研修等を通してDVに対する知識普及を図るとともに、「三島市子どもを守る地域ネットワーク」を活用して、学校・幼稚園・保育園等との連携を強化します。（継続）

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

施策の方向(1) 相談体制の強化

《現状と課題》

- ・ 本市におけるDV相談の主な窓口である子育て支援課では婦人相談員（以下「女性相談員¹¹」という。）の配置（平成23年4月1日現在、県内23市のうち13市に配置）のほかに担当職員には社会福祉士⁹を配置し、DVを含めた女性全般にわたる相談を受付け、支援を行っています。女性相談員には、DV被害者の置かれている状況を的確に把握するとともに、早期発見、安全確保のための必要な知識や、適切な対応を行う技能を身に付けていることが求められます。
- ・ 本市におけるDV相談件数（ケース数）も年度間で増減はあるものの、平成14年度の20件から22年度は59件と約3倍となっています。また、児童虐待・DV防止を目的に、相談窓口の周知を始めた平成22年度は、前年度の約1.6倍となっています。平成20年度から22年度までの3年間をみると、全相談ケース数に占めるDV相談ケース数の割合、78%（20年度）、67%（21年度）、86%（22年度）と比較し、DV相談の延べ回数の占める割合は、85%（20年度）、77%（21年度）、88%（22年度）と高いため、DVに関する相談は1人の被害者への対応が長引くケースが多く、相談内容が複雑多様化している傾向がうかがえます。
- ・ 夜間、休日など市が受ける時間以外の相談やDV被害者の命にかかわる緊急時などの対応は、そのほとんどを警察が行っています。DV被害者支援には、複数の関係機関による支援が不可欠であり、それら関係機関の連携が相談体制の強化には重要です。

《今後の取組》

○ 相談体制の充実

- ・ DV被害者に対して関係部署が適切な対応ができるように、県のDV相談対応マニュアル等に即した対応の徹底に努めます。（継続）
- ・ 初回の相談からその後の支援についての案内までを1か所で行えるようなワンストップサービスについて、他市の状況・事例等を調査・研究することにより相談体制の強化を図ります。（新規）

○ 困難な事例に対応できる体制の強化

- ・ 女性相談員や職員の資質及び技術向上のために、県主催の研修会等に参加することにより、DV被害者の状況に配慮した適切な対応ができるように努めます。（継続）

¹¹ 女性相談員（婦人相談員）：売春防止法第35条、DV防止法第4条に基づき、都道府県知事又は市長から委嘱され、女性保護事業の中心となって業務にあたる者。

⁹ 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法により制定された、日本で最初の社会福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいのある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。

施策の方向(2) 相談機関ネットワークの強化

《現状と課題》

- ・ DV被害者は心身の疾患や深い心の傷を有していることが多く、社会生活への適応に支障のある場合もあります。また、加害者から逃避し、生活の場を一時的に失い保護されるなど、社会的にも経済的にも不安定な立場に置かれています。このようにDVの状況や当事者の環境は様々であり、これらに対応する専門的知識が必要であることはもちろん、DV被害者の状況を適切に把握し、DV被害者の抱える様々な問題を解決していくためには、多岐にわたる関係機関の連携が必要となります。
- ・ 本市では平成13年3月28日に、「三島市虐待防止連絡会」を設置しました。そして、同連絡会を児童虐待及びDVの防止という観点から、平成14年度に「三島市児童虐待・DV防止連絡会」とし、平成18年度に「三島市要保護児童・DV防止地域協議会」、平成20年度に「三島市要保護児童対策地域協議会」、平成22年度には「三島市子どもを守る地域ネットワーク」と名称を一新するとともに、市民生活に直結する自治会や民生委員、老人クラブ連合会や女性懇話会を新たに構成員に加えました。この活動を通して、地域住民にDVや児童虐待について正しい理解を促し、地域の絆で児童虐待を防止し、DV被害者をなくそうと取り組んでいるところです。
- ・ 女性相談員が、県女性相談センターで行っている県内の女性相談員をメンバーとした連絡協議会に参加し、相談員同士の情報交換や意見交換会を通して、市の枠を超えた支援のネットワークにより、DV被害者が他市へ逃避や居住を始める際や、他市から逃避して来た際などに、円滑な支援が行えるように努めています。

《今後の取組》

○ 地域のネットワークの機能強化

- ・ 「三島市子どもを守る地域ネットワーク」を構成する関係機関がそれぞれの役割を理解し、情報の共有化を図ることにより、DV被害者の適切な保護及び支援を進めていくために、DVを取り巻く環境の変化に応じて構成委員の見直しを行うほか、目的に応じた会議の運営を検討します。(拡充)
- ・ 他市町のDV防止ネットワークの活動内容や役割を調査・研究することにより、支援体制の充実を図ります。(新規)

○ 女性相談員等の技術向上及びネットワークの構築

- ・ 県女性相談センターが設置する女性相談員連絡協議会に引き続き、女性相談員が参加し、他市の相談員との意見・情報の交換や、研修会を通して、ケースへの対応技術の向上を図るとともに、他市相談員とのネットワークの強化に努めます。(継続)

施策の方向(3) 外国人・障がいのある人・高齢者への配慮

《現状と課題》

- ・ DV防止法では、「職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍、障害の有無を問わず、その人権を尊重しなければならない」と規定されており、外国人や障がいのある人に対しても、同様の支援が求められています。
- ・ 外国人については、言語や文化・生活習慣の違いなどにより情報が伝わりにくく、地域で孤立しがちなため、DV被害が表面化しにくく、被害がより潜在化、深刻化しやすい状況にあります。本市では、人口 113,124人 のうち約 1.2% にあたる721世帯1,351人（平成23年3月31日現在）の外国人が生活しており、外国人のDV相談も増加の傾向にあります。そのため、外国人のDVに関する啓発については、多言語による広報や情報提供が必要となっています。
- ・ 障がいのある人については、DV防止の啓発が届きにくい上に、DVを相談すること自体の困難さがあり、被害が顕在化しにくい状況にあります。
- ・ 高齢者については、DVが社会問題となったのは昨今のことであり、これまで正しい情報を得られず、自分の状況をDVと認識することが困難であったり、DVが長期間に渡り繰り返されているために、抵抗する力を奪われている実態があります。
- ・ 障がいのある人、高齢者がDV被害者となっている場合は、より多くの機関による連携が不可欠です。DV被害者の状態に応じた支援者の確保も含め、関係機関の連携を図り、DV被害者への啓発、相談、安全確保、生活再建の各段階における具体的な対応策の構築に向けて取り組む必要があります。
- ・ 障がいのある人に対しては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、高齢者に対しては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、国や地方公共団体が講ずる虐待防止施策への協力は国民の責務であると規定されているほか、業務上関係のある福祉施設等の団体は、虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。

《今後の取組》

○ 外国人への対応の充実

- ・ 外国人の多くは、DV相談窓口や支援策等の正確な情報が不足しがちになることから、外国語表記のリーフレットやDV相談窓口の案内等の情報を盛り込んだカード作成、配付による支援に努めます。（新規）

○ 障がいのある人・高齢者への対応の充実

- ・ 関係部署・機関が連携し、障がいのある人や高齢者へのDV防止の啓発の充実を図り、それぞれの状態に応じた支援者の確保、相談場所の設定など相談しやすい環境を整備するとともに、DV被害者の安全確保に努めます。

（継続）

- 福祉施設等との連携によるDV被害の潜在化の防止
 - ・ DVの早期発見のため、障がいのある人や高齢者に関係する福祉施設等へ通報制度等の周知を図り、連携体制の整備に努めます。（新規）

基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

施策(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進

《現状と課題》

- ・ DV被害者が命の危険を感じ、相談窓口や警察に駆け込んだ場合において、生命、身体に重大な危害を受ける恐れが高いと判断される場合には、一時保護所への入所につなげることや、加害者の追及から守れると判断できる親戚、知人宅等に一時的に身を寄せることなどが、被害者の安全確保を図る意味で重要です。
- ・ DV被害者に対しては、本人の置かれた状況と意向に配慮しながら、被害者支援のための様々な制度に関する情報を提供し、助言を行っていくことが必要です。
- ・ DV被害者と同伴児童を一時保護¹する場合、医療や精神面のケア、さらには生活面の支援など、多くの機関による連携が必要となります。
- ・ 本市では、DV被害者への迅速な対応が可能となるように、県女性相談センター一時保護所や警察の協力を得て、迅速で安全な保護に努めていますが、緊急時の一時保護先の確保が難しい場合があります。

《今後の取組》

○ 一時保護の実施

- ・ DV防止法による一時保護業務については、今後も県女性相談センターや警察との密接な連携のもとに、緊急時の一時保護先を迅速に確保し、安全な保護に努めます。（継続）

○ 保護命令制度の利用

- ・ DV被害者が保護命令制度を利用する場合には、支援にあたる関係職員が安全に配慮し適切な支援を行えるように県のDV相談対応マニュアル等により、役割の明確化と業務遂行の徹底を図ります。（継続）

○ 児童相談所等との連携

- ・ 一時保護されるDV被害者の子どもは、家庭におけるDVを目撃したことにより、心理的虐待を受けている場合もあるため、市家庭児童相談室³が中心となり、県児童相談所⁷、市健康増進課、市教育委員会と定期的な会合をもち、連携して精神面のケアを行います。（継続）

○ 教育・保育関係者との連携

¹ 一時保護：児童相談所や配偶者暴力相談支援センターにおいて、要保護児童や要保護女子を処遇決定までの間、一時的に保護すること。

³ 家庭児童相談室：福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するため創設された組織。家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事と家庭相談員が配置され、児童相談所等との連携のもとに福祉事務所の児童家庭関係業務のうち専門的技術を必要とする業務を担当。

⁷ 児童相談所：児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行うことを業務とする児童福祉行政機関。必要に応じ、児童の一時保護、児童福祉施設入所、里親委託などの措置を実施。

- ・DV被害者とその子どもの置かれた状況について正しく理解し、適切な情報管理を行い、引き続き子どもの安全確保と守秘義務が徹底されるよう、教育・保育関係者との連携を図ります。（継続）

○ **他市の関係機関との連携**

- ・DV被害者の安全確保や支援のためには、近隣市町を含め、市の域を越えた関係機関との広域的な連携が必要となるため、情報交換や行動連携に努めます。（継続）

基本目標4 DV被害者の自立に向けた支援環境の整備

施策の方向(1) 公的支援制度の積極的な活用

《現状と課題》

- ・平成16年のDV防止法の改正では、「福祉に関する事務所（福祉事務所）は、DV被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されており、自立を支援する機関として福祉事務所が位置付けられています。
- ・DV被害者の多くは所持金や預貯金が少なく、経済的自立が困難であり、身動きが取れず、更に被害が拡大しているケースも多いため、生活保護の適用や小口資金の貸付などの対応が必要となっています。
- ・加害者からの追求やDV被害者の二次的被害の防止を図るため、住民基本台帳の閲覧制限¹⁰、医療保険（国保、被用者保険等）への加入に係る支援措置²及び生活に係る諸書類の代理受領等を行っています。
- ・ひとりの相談者に必要な対応が多岐にわたる場合や複雑な場合は、関係部署と調整を図り、同行して手続きを行うなどの対応をしていますが、二次的被害の防止の観点からも、更にDV被害者の立場に立って必要な措置をする必要があります。

《今後の取組》

○ 公的支援制度の周知と活用

- ・住民基本台帳の閲覧制限や医療保険（国保、被用者保険等）加入に係る支援措置について、引続き円滑に行われるよう、担当職員の業務遂行の徹底を図ります。（継続）
- ・DV相談担当部署が中心となり、生活保護制度¹⁴、児童扶養手当⁸、母子福祉資金貸付²³、母子家庭自立支援給付金²¹等の財政支援や民事法律扶助制度²⁶、母子家庭等就業・自立支援センター²²等の相談機能について情報提供や制度

¹⁰ 住民基本台帳の閲覧制限：DV加害者の追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの。

² 医療保険への加入に係る支援措置：DV被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、加害者からの申し出がなくても、被害者からの申請により被害者や同伴者が扶養から外れて、新しい被保険者証を取得できる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。

¹⁴ 生活保護制度：病気などで働けない時、又は働いても収入が少なく、他の法律や制度によっても生活ができないときに、その世帯の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費の基準より少ない場合に不足分の扶助を受けることができる制度。生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8つの扶助があり、状況により受けられる扶助は異なる。

⁸ 児童扶養手当：18歳に達する日以降最初の3月31日までの子どもがいる母子家庭・父子家庭等に支給される手当。（所得制限あり）

²³ 母子福祉資金貸付：母子家庭の母に対し、無利子又は低利子で生活に必要な資金を貸し出す制度。

²¹ 母子家庭自立支援給付金：母子家庭の母が就職に役立つ技能や資格の修得のために①県指定の各種講座を受講したり、②各種学校等の養成機関で2年以上修業する場合などに支給する給付金。①「自立支援教育訓練給付金事業補助金」と②「高等技能訓練促進事業補助金」がある。

²⁶ 民事法律扶助制度：経済的に余裕がない人が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替を国が行う制度。「独立行政法人 日本司法支援センター（法テラス）」が業務を行っている。

²² 母子家庭等就業・自立支援センター：就業相談から就業支援講習会の実施、無料職業紹介等一貫した就業支

活用の助言を行っていきます。（継続）

- ・DV被害者の保護を図るための各種施策を被害者が最大限に活用できるように、必要となる証明書の交付¹⁷を市が県女性相談センターへ依頼します。（継続）

○ 保護命令制度の利用

- ・DV被害者が保護命令制度を利用する場合には、支援にあたる関係職員が安全に配慮し適切な支援を行えるように県のDV相談対応マニュアル等により、役割の明確化と業務遂行の徹底を図ります。（継続）（再掲）

○ 公的支援制度活用に伴う個人情報の保護

- ・DV被害者の公的支援制度を円滑に進めるためには、個人情報の保護は不可欠です。住民基本台帳システム及びそれに関連するシステム上でのDV被害者の情報については、個人情報の保護に基づく法令を遵守します。（継続）

施策の方向(2) 心身のケア及び生活のための支援

〈現状と課題〉

- ・DV被害者は、加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは、長期にわたり心身に様々な影響を及ぼすことも考えられます。DV被害者の中には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を患っている人も少なくないため、必要に応じて医療機関の紹介などの支援を実施しています。
- ・DV被害者は、離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えているケースも多くなっています。そのため、本市で行っている無料法律相談の案内や、経済的理由により、裁判等の費用が捻出できない被害者には、民事法律扶助制度について、情報提供を行っています。
- ・DV被害者の自立に向けて、住宅の確保は最も重要な課題の1つとなっています。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に相対的に安価な家賃で提供するものであり、裁判所の保護命令や県女性相談センターによる一時保護を受けたDV被害者については、単身入居が認められているほか、収入の認定や保証人の取り扱いについても弾力的な運用が図られています。
- ・同伴児童の就学については、DV被害等諸事情がある場合には、住民票の記載がなくても、現に住所を有していれば、就学を認める扱いをしています。しかし、同伴児童の就学を不安に思うDV被害者は少なくないことから、DV被害者に対し就学に関しての正確な情報を伝えることが必要となります。
- ・児童虐待防止法では、児童にDVを目撃させることは、児童虐待であると定められており、DVを目撃した子どもの精神的な傷や世代間連鎖等も懸念さ

援サービスなどを行う県の施設。県内に4か所あり、近隣では、沼津市に設置。DV防止法の規定による一時保護を現在、又は過去に受けた者は利用可能。

¹⁷DV被害者の保護を図るための施策に必要な証明書交付：DV被害者が支援施策（健康保険の脱退、基礎年金番号変更、子ども手当の受給など）を受ける際に必要となる各種証明書を県女性センターが交付する。女性相談員による面接相談を受けた者等が対象となるため、本人が市を通して申請する。市は相談内容がわかる書類を添えて証明書の交付を県へ依頼する。

れています。本市におけるDV相談の主な窓口である、子育て支援課では家庭児童相談室を設置し、DV被害者の子どもの心理的影響について、女性相談員、家庭児童相談室の家庭相談員が協力して支援を行っています。

《今後の取組》

○ 支援体制の充実

- ・DV被害者の相談、保護、自立支援に関係する関係部署が共通認識を持ち、自立に向けた各段階において適切な支援が行われるよう、協力体制を強化します。（継続）

○ 心理的ケアの充実

- ・DV被害者の必要に応じて、医療機関の紹介を引き続き行います。またDV被害者の子どもについてもDV被害者と同様に心的外傷を受けている場合があるため、引続き市家庭児童相談室と協力して支援を行っていきます。（継続）

○ 法律相談の実施

- ・無料法律相談を引き続き実施し、弁護士が専門的立場からDV被害者の相談に応じ、支援を行います。（継続）

○ 住まい確保のための支援

- ・DV被害者等住宅確保に支援を必要とする者の市営住宅への優先入居を図ります。（継続）
- ・DV被害者を含めた多様な被害者の住宅確保に際し、住宅関連部署と福祉関連部署が連携し、必要な情報をDV被害者に対して提供します。（継続）

○ 同伴児童の支援

- ・DV被害により、住居の移転を余儀なくされる子どもが、移転先でも安心して就学できるよう、転校前もしくは転校後の市教育委員会及び学校との連携を図り、子どもを取り巻く環境の整備や心のケア、学習支援などを行います。（継続）

施策の方向(3) 就労情報の提供及び技能取得への援助

《現状と課題》

- ・DV被害者が自立して生活していくためには、就業して安定的な収入を確保することが必要です。ハローワーク等で、被害者からの相談に応じ就業情報提供を行っていますが、準備が十分にできていないまま職を求めざるを得ないことも多く、本人の求職条件と適合しない場合も多くあります。また、求職の手段としては、ハローワークや求職情報誌等が利用されているほか、DV被害者自身の血縁や友人関係の援助に頼ることもあります。
- ・県母子家庭等就業・自立支援センターでは、DV被害者が一時保護された事実の証明があれば、離婚等が成立していなくても同センターの利用が可能であり、就業相談から就業支援講習会の実施、職業紹介などの幅広い支援が行われていることから利用の促進に向けた広報が必要です。

《今後の取組》

○ 就労情報の提供

- ・ 関係部署、関係機関と連携し、DV被害者一人ひとりの状況に合った就労情報や技能習得のための情報提供に努めます。（拡充）

○ 県母子家庭等就業・自立支援センターの利用促進

- ・ 県母子家庭等就業・自立支援センターの利用促進に向けて広報を行います。（新規）

○ 職業訓練情報の提供

- ・ 就業に役立つ技術等を身に付けることを希望するDV被害者に対して、職業訓練施設で実施している訓練情報を提供します。（継続）